

第4回三原市下水道事業経営審議会 会議録（要約）

日 時 令和3年6月25日（金）9：30～12：00

場 所 三原市役所 本庁3階 301会議室

出席者 委員5名（堤委員，七川委員，新田委員，森川委員、弓場委員）
事務局7名（崎土居部長，前田参事，村上課長，外4名）

議 事 （1）下水道使用料一律30%値上げを前提とした収支計画について
（2）収益確保及び費用削減に係る具体的な取り組み
（3）第5回審議会の日程について

事務局 :（1）について説明。

議長 :事務局からの説明について，確認したいことはあるか。

A委員 :今回，人口減少を新たに反映させたということだが，前回の資料はいつのデータを反映させたものであったか。

事務局 :前回（前回経営戦略及び資料4－3）は平成22年社人研データを用い，今回は平成27年の社人研データを用いている。直近の令和2年分は社人研が公表していないため，未反映である。

A委員 :では，前回の見通しより行政人口が少なくなっていたため，使用料収入が減少したということか。また，令和3年3月末の実績の行政人口が想定より下がっていたため，使用料収入が減少したということか。

事務局 :その通り。前回の資料（第3回経営審議会 資料3－1）で市の行政人口を示しているが，令和2年度で93,548名から91,317名に減少している。これに処理区域拡大による人口増を加味したものが接続人口となる。合わせると若干プラスとなる。

A委員 :接続人口増となるのに，使用料収入が3億円減少となるのか。

事務局 :厳密に言えば，資料4－3の使用料収入は前年度の使用料収入の金額に一律の割合（接続人口増）をかけて見込み値を算定していた。今回の資料4－1は資料2－1，2－2のようにより厳密な使用水量ごとの使用料収入の見込み値を出している。3億円減少の要因はその計算方法の差であるという説明となる。

A委員 : その差には人口減少は影響しないのではないか。

事務局 : 使用水量算定の際に人口減少の影響も加味したものにはなっている。

議長 : 事務局としては、資料1では損益計画の見直しを行って、使用料収入は減少し費用が増えて、前回の見通しより純利益が約4億円減少したが、一律30%値上げ後も黒字を保っており、前回審議した内容に問題ないということを経済局に報告したいということでしょうか。

事務局 : その通り。

A委員 : 質問の意図は、直近の人口減少率に見込み値より差が大きく出てきた場合、今回の資料1のように、10年間で人口減少が要因で使用料収入が3億円減少したという話になると、今後も損益計画を見直していくと、それだけのブレ幅が大きく出てくる可能性がある。実際の人口減少の影響額はどうか。

事務局 : (ご指摘を受けて考えると) 資料1①の使用料収入減少の理由は、「接続人口」と計算方法の見直しという方がよい。

A委員 : 結局、人口減少の影響はさほど大きくないと考えてよいのか。

事務局 : それほど大きくないと考えられる。

A委員 : 過去の将来予測と実績との差を比較することが重要であり、次回の将来予測を見直す際にそのブレを反映させていくべきである。その観点で質問させていただいた。人口減少の影響がさほど大きくないというのであれば、今回の損益計画のやり方に当面問題はないだろうと考えてよいのか。

事務局 : その通り。

議長 : 前回の平成22年度の社人研データは古いものであり。今回の見直しはより直近値に近いものを反映させた結果、人口減少の影響はさほど大きくならず、損益計画が問題ないものといえるというのが事務局の意見だと考える。

事務局 : (承諾)

議長 : その前提で、A委員 の先ほどの意見の通り、事務局は今回の将来計画を毎年度実績値と比較し検証していくべきであるが、事務局が現段階で考えられるより精度が高く、当面大きくブレが生じないであろうと考えられる損益計画を提示したものと、審議会として判断したとしてよろしいか。

各委員 : (承諾)

議長 : 以上の議論を踏まえ、審議会としては一律30%値上げを答申していくことになるので、何か他に質問・意見があればお願いしたい。

B委員 : 資料1①では使用料収入が3億円減少するとなっているのに、資料3では使用料収入が3億円増加すると記載されているのはなぜか。

事務局 : 資料1は損益計画を見直したことによる使用料収入の減少を指している。資料3は使用料単価を一律30%値上げしたことによる令和4年度から令和5年度の影響額について説明している。

議長 : 資料3で、投資額を年間6～7億円の投資を維持していくとあるが、企業債残高を減らし一般会計繰入金で令和5年度以降減少する中で、使用料収入を増加させるとしても、なにか他に収支均衡を図る必要があるのではないか。例えば、投資額を抑えているのか。

事務局 : 資料3補足資料の投資計画のとおり、令和3～4年度は投資額が9億ないし8億円となっているが、令和5年度以降はそこから投資額を抑えた年6～7億円を維持していく計画になっている。

議長 : つまり、令和5年度以降は下水道事業を継続するうえで必要最低限の投資額に抑えているということか。

事務局 : その通り。

A委員 : やや専門的になるが、減価償却費は年9億円かかるということか。

事務局 : 損益の観点でいうと、過去からの(投資額の)積み重ねが影響するため発生する。

A委員 : つまり、減価償却費が9億円発生しているが、投資額は少なくなっていくので、

その分はキャッシュとして残っていくということか。

事務局 : その通り。

A委員 : 以上の通り、資料3のような細かい見込み値を反映させた収支計画となっている
ということの説明してもらったと考える。これを受けて、審議会としては一律3
0%の値上げを答申していくことになるが、よろしいか。

各委員 : (承諾)

～休憩～

事務局 : (2) について説明。

現状の融資あっせん制度は供用開始3年以内の方が対象となるが、資料5は供
用開始3年を経過してしまっている方への普及促進活動の内容である。下水道法
では供用開始3年以内の接続を義務付けているため、3年を超えてしまった、つ
まり法令違反の方へ、融資あっせん制度を行うことは制度上難しい。

議長 : 3年を超えた方へ普及促進活動を行っていくことも収益確保の観点で重要であ
る。審議会として何か意見があれば取りまとめたい。

C委員 : 3年を超えても接続しない、できない理由はなんなのか。

事務局 : 市は公共柵の設置まで工事を行うが、個人負担の宅地内の工事費が大きな問題で
ある。既存の建屋の状況や、汲み取り式か単独浄化槽、または合併浄化槽なのか
によって金額の多寡はあるが、平均30～90万円程度かかる。未接続の方は高
齢の方が多くなってきているため、金額的な問題が大きいといえる。また、融資
あっせん制度は、最終的には金融機関の審査を受ける必要があるため、融資を受
けることに抵抗を感じている方もいると考えられる。

A委員 : 下水道法の3年以内の接続を破った場合、ペナルティーはあるのか。

事務局 : 現実に適用した自治体はないが、30万円の罰金が科せられる。罰金を払ったか
らと言って接続の義務が免除されるわけではないので、現実問題難しい。

A委員 : 有効性の低い法律だが、改正の予定はないのか。

事務局 : 東京や大阪のような大都市を中心に、全国的には下水道整備が完了している自治体が多く、改正は難しいと考えられる。

A委員 : 他の自治体はなぜ下水道整備が進んだのか。

事務局 : 環境保全の観点で、大都市は戦前から整備が進んでいたため。広島県の東部地区、尾道、三原、竹原は全国的に見ても整備率が低い。

A委員 : 後発になるほど、高齢化等で地方財政がひっ迫するなかで、整備率・接続率の向上が難しくなっているということか。

事務局 : その通り。

議長 : 話を整理すると、供用開始3年以内の方々に接続してもらうために何をしていくべきなのかという点と、供用開始3年を過ぎた方々に何をしていくべきなのかという点で、わけて考えるべきか。基本的にお金が問題となってくるということだが、供用開始3年以内の方へ融資あっせん制度の説明はきちんとしてきているのか。アンケートには「融資あっせん制度があれば接続」と回答している方もいる。

事務局 : 前の所有者が接続工事を行っていない、供用開始3年を超えた建物・土地を購入し、市外から転居された方が融資あっせん制度を希望される例もある。

A委員 : そのような例は何かケアが必要ではないか。

事務局 : 現在の制度では難しい。

議長 : 今の話は一例だと思うが、未接続者の中で「融資あっせん制度があれば接続」と回答される方はどのような方なのか。

事務局 : 供用開始後3年間で、土地の面積に対して600円/㎡賦課される受益者負担金を支払ってもらう必要がある。この受益者負担金をまず支払ってから接続工事を行うこととし、接続工事が供用開始後3年を超えてしまうという例が多いと考えられる。

議長 : では、供用開始3年以内の未接続者への対策はなにかしているのか。

事務局 : 現在、コロナでできていない部分もあるが、まず下水道本管の工事を行う前に、関係者の方に事業説明会を行う。さらに、下水道本管の工事終了後、供用開始前に、再度関係者の方に受益者負担金について説明会を行う。いずれの説明会でも下水道接続のお願いと融資あっせん制度の説明を行っている。さらに、受益者負担金の納付書送付時にも同様のお願い文書を同封している。

議長 : つまり、市としては十分な説明を行っているということだが、何か対策はあるか。

A委員 : 新規接続件数が伸びていく中で今後の未接続者（の見込み）はどうか。

事務局 : 過去の実績から、計画上は供用開始後、1年目に約50%が接続し、3年目以降も未接続の方はだいたい25%残ると考えている。供用開始後3年を迎える方には融資あっせん制度の対象から外れてしまうという連絡もしている。

A委員 : 毎年、供用開始後3年超の未接続者が25%ずつ残るという話だが、資料5の文書送付件数は年々減っているのはなぜか。

事務局 : 普及促進の効果もあるが、平成30年7月豪雨の復旧対応を優先したため、下水道事業の整備を抑えていたことが影響している。

A委員 : 接続される方は現実問題困っている方か、金銭的に余裕があり（下水道事業に対する）意識が高い方と、理解できる。

事務局 : 現在、市が一番困っているのは、接続率が高くなっていると、浄化槽を設置されている下水道未接続者が水路に流す処理水の問題もでてくる。全員が下水道に接続していれば、汚水は地上に出てくることはなく、水路を掃除する必要もない。市は何をしているのか、という苦情をいただくことが多くなってきた。

A委員 : 「未回答」の方は（どんな方か）。

事務局 : 高齢等で接続意思のない方と考える。

A委員 : 供用開始後3年超の未接続者への融資あっせん制度については市として法の趣旨を曲げてまで対象とすることはできないという考え方か。

事務局 : その通り。もし仮に供用開始後 3 年超の未接続者に融資あっせん制度を適用するとすれば、すべての下水道事業満了後、3 年間となるのではと考えている。

A 委員 : 下水道事業が満了するのはいつなのか。

事務局 : 国からは令和 8 年までの下水道事業の概成を指導されているが、市としては汚水処理施設整備計画で令和 13 年度完了を計画している。

A 委員 : 普及促進に係って、他市町でよい事例はあるのか。

事務局 : 他市町では未接続者に対して接続促進を行う訪問員を別途雇って活動している事例もある。三原市でも過去職員 2 名体制で戸別訪問を行ったこともあるが、平日は不在のことも多く、そのときの成果が年間 20 件程度であった。今の接続文書送付の効果の方が高い。もし戸別訪問を行うのであれば、休日に専門の業者にお願いすることが考えられる。

A 委員 : 一度、採算計算をしてみてもよいのでは。

事務局 : その他、融資あっせん制度については、他市町からの移住者に対する手当についても今後の課題としていきたい。

議長 : お金の問題も絡むので大変難しい問題ではある。審議会として何か意見を出したいのだが、その他よい方策はないか。

各委員 : (意見なし)

議長 : 以上により、特に意見が出なかったとしたい。ただし、融資あっせん制度の特例の適用については検討すべき、ということとしたい。

A 委員 : 最後に意見として述べさせていただきたい。下水道事業に限らず、シミュレーション・仮定をどのような根拠に基づいて行ったのか、そして、それを毎年度実績値との検証を行い、見直しを行っていくことが重要。それをどのように行っていくのか、ということを決めていくべき。

議長 : A 委員 の意見は、最後答申を行う中で、整理していきたい。次回の審議会では中間答申の内容について審議することとしたい。

その後、(3) 第5回審議会の日程については、令和3年7月26日(月)9時30分から、三原市役所 本庁3階304・305会議室で開催することとした。

以上